

ため池フォーラム信州 in 上田運營業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日

ため池フォーラム信州 in 上田実行委員会委員長

1 業務の概要

(1) 業務名 ため池フォーラム信州 in 上田運營業務

(2) 業務の目的

ため池は、農業用水の供給や水を温めるなど、農業生産に必要であるとともに、大雨時の河川への雨水流入の抑制や美しい農村景観の形成、生態系保全など多面的機能を有し、地域にとってかけがえのない存在である。

このような信州のため池を全国の方々に知っていただくとともに、ため池への感謝の気持ちを共有し、今後のため池の保全活動や地域活性化につなげることを目的として、「ありがとう ため池」をテーマに「ため池フォーラム信州 in 上田」を開催する。

(3) 業務内容

- ア 本会議運營業務
- イ 会場設營業務
- ウ 案内・受付業務
- エ 参加申込手続業務
- オ 宿泊手続業務
- カ 現地見学会運營業務
- キ 大会資料作成業務
- ク 記録誌作成業務

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

なお、仕様書の内容は、現時点の予定であり、委託契約締結後の打合せの中で変更する可能性があります。契約後の変更については、その都度協議します。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 本業務に対する基本的な考え方、取組方針
- イ 別添仕様書（案）の「5 業務内容」の具体案
- ウ 業務の実施体制
- エ 業務の実施スケジュール
- オ 新型コロナウイルス感染防止対策
- カ 業務に要する経費

- (6) 業務の実施場所 上田市
- (7) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日
- (8) 費用の上限額 4,100,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間の者でないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務があるものにあつては、これらに加入していること。
- (6) 県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (7) 過去5年以内に、同種・類似業務の実績を有していること。
- (8) 実行委員会が行う説明会、プレゼンテーション及び打合せ会議に参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。(5)アの提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式 様式第1号による。
- (2) 参加要件具備説明書類 様式第1号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 ため池フォーラム信州 in 上田実行委員会事務局 (長野県農政部農地整備課内) 担当者 土屋 和明、安楽 優魁 電話 026-235-7239(直通) ファックス 026-233-4069 電子メール nochi@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和3年4月6日（火）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

イ 提出先 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までにため池フォーラム信州 in 上田実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に到達したものに限りません。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことの有無を電話で3（4）の担当者に確認してください。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（7）非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（4）ア）の3日前までに、書面により通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりため池フォーラム信州 in 上田実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

（ア）受付場所 3（4）に同じ。

（イ）受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

（1）開催日時 令和3年4月12日（月） 午後2時から（1時間程度）

（2）開催場所 長野県土地改良会館 別館3階会議室

長野市大字南長野字宮東 452-1 電話 026-233-4281

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所 3（4）に同じ。

（2）受付時間 令和3年4月13日（火）午後5時まで

（3）受付方法 業務等質問書（様式第4号）をFAX又は電子メールにより提出するものとします。

（4）回答方法 企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和3年4月15日（木）まで参加申込者に対して一括で電子メールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式 様式第5号による。

(2) 企画書の作成様式 様式第5号の附表による。

(3) 企画書記載上の留意事項

ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。

また、経費の合計欄は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

イ 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。

ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書の提出期限、提出先、提出部数及び提出方法

ア 提出期限 令和3年4月19日(月)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 7部(正本1部、コピー6部)

エ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに事務局に到達したものに限りま。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことの有無を電話で3(4)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 業務の内容	全体を通して、効率的な提案が行われているか。	20
2 業務の実施体制	企画提案内容を適切に実施する体制が整っているか。	15
3 類似事例の履行状況	類似事業の履行実績などから、業務の運営を円滑に行うことが期待できるか。	15
4 業務実施のスケジュール	準備を含めた業務の実施スケジュールは適切か。	10
5 新型コロナウイルス感染防止対策	新型コロナウイルス感染症の感染予防策と拡大防止策が取られているか。	10
6 業務に要する経費及びその内訳	全体を通して、費用が適正な価格となっているか。	30
合計		100

(6) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者が複数だった場合は、各構成員からの意見を踏まえた上で、座長の判断により選定します。

また、評価の結果、最高点となった者の評価点が 100 点満点中 60 点以下の場合は選定しません。

イ 企画書の選定に当たっては、企画提案の評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

(ア) 実施日時 令和3年4月21日(水)午後2時から
(1社20分程度、質疑応答含む。)

(イ) 実施場所 長野県土地改良会館 別館3階会議室
長野市大字南長野字宮東 452-1 電話 026-233-4281

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨を見積業者非選定通知書により通知します。

(8) 非選定理由に関する事項

ア (7)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により委員長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

ア 提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とします。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積業者選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第10号)により委員長に対して提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積業者選定の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。